

令和7年度財政援助団体等監査結果に対する措置内容

1 財政援助団体監査

対象団体 株式会社港都つるが観光協会

所管課 まちづくり観光部まちづくり推進課

監査の結果	措置の内容
<p>【団体・所管課共通事項】</p> <p><業務意見></p> <p>○新会社設立において、これまでに培ってきたものを継承しつつ、新たな知恵や事業を創出し、市、商店街、地域と連携して事業を推進していただきたい。</p> <p>【団体に関する事項】</p> <p><業務意見></p> <p>○引当金は税制上の課題や資金確保が容易でないこともあるが、将来的な修繕に備え、引当金の運用と計画的積立の検討をしていただきたい。</p> <p>○会計帳簿の修正について、会計処理の改ざん防止の観点からシステム上で明確に修正履歴が残る仕組みを検討していただきたい。</p>	<p>指摘のとおり、指導・連携を進めていく。</p> <p>毎年度剰余金の額により修繕引当金を計上しているが、監査でご指摘のとおり現金での積立は行っていなかったところ、R7年度末の決算後に定期預金への修繕引当金の積み立てを行い、以降引当金計上時には定期預金への預け入れを行うこととしている。今後も将来的な修繕に備えた積立を検討していく。</p> <p>令和8年度に新会計システムへの移行を実施する予定であるため、新システムの機能にもよるが、完全移行時にあわせて、より適切な会計処理を検討していく。</p>

2 指定管理者監査

対象施設 子ども発達支援センター

指定管理者 社会福祉法人敬仁会

所管課 福祉保健部障がい福祉課

監査の結果	措置の内容
<p>【指定管理者・所管課共通事項】</p> <p><指導事項></p> <p>○本部職員の人件費等を指定管理料に算入する場合、業務従事割合を客観的に算出し、按分基準とその根拠を明確にすることにより、経費の透明性の確保に努めていただきたい。併せて、算定結果を毎年度、市へ報告していただきたい。</p> <p>【指定管理者に関する事項】</p> <p><業務意見></p> <p>○施設特有の課題解決を促進するため、他の施設と積極的に情報共有を行い、広域的な活動に努めていただきたい。</p> <p>○利用者負担金の徴収方法について、施設職員による現金収納の削減のため、口座引き落とし日を変更する運用も検討していただきたい。</p>	<p>按分対象の職員に対しては客観的にわかる業務内容の書類を提出してもらおう。</p> <p>算定結果に関して毎年報告してもらおう。</p> <p>子ども発達支援センターには地域の障害児支援における中核的役割がある。センター以外に中核機能強化事業所を2ヶ所指定し、地域全体で中核機能を発揮するよう面的整備を行う。</p> <p>現金で徴収している人数は概ね4人～5人程度である。中には口座登録はあっても残高不足で引き落とせない人もいる。今後現金で徴収するような件数が増えていくようなら、口座引き落としの日の変更等も考慮していく。</p>